

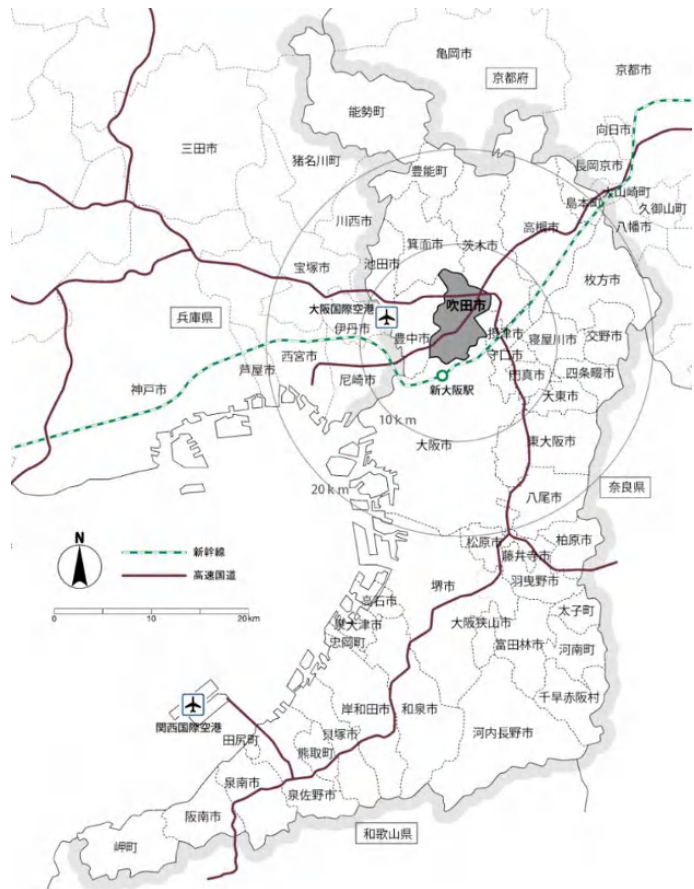
1 バリアフリーに関する状況と課題

(1) 市域の現況整理

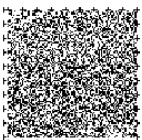
ア 吹田市の概要

【交通利便性の高い都市】

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成31(2019)年にはJRおおさか東線(放出・新大阪間)が開業し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、更なる利便性の向上が期待されています。このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の魅力をも高める大きな要因の一つとなっています。



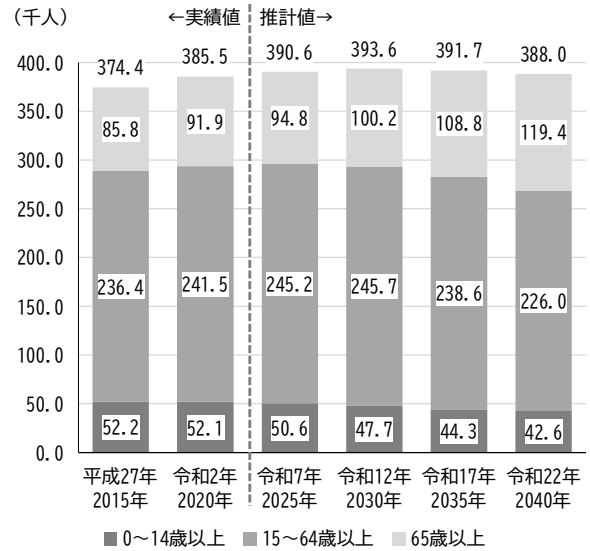
図：広域図（都市計画マスタープランより）



イ 人口の状況

【人口は当面増加する見込み】

本市の人口は、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、ニュータウンでの建替えや新たな住宅建設により、当面の間（令和12（2030）年ごろまで）は人口が増加する見込みです。

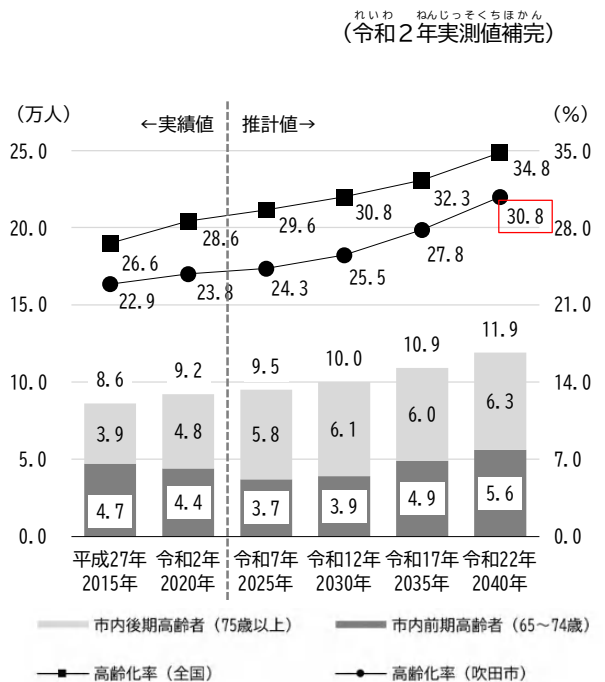


図：吹田市の人口の推移と将来人口

資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

【少子高齢化の進展の見込み】

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。



図：本市の高齢者数の推移

全国及び大阪府資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」、

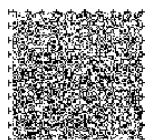
令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所

「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

吹田市資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版（令和2年実測値補完）

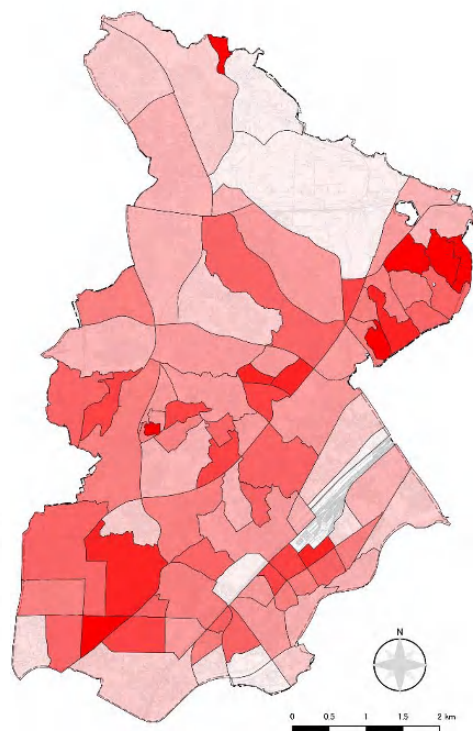
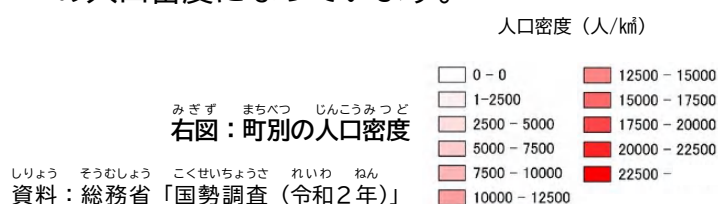
【高齢化率増加の見込み】

人口全体に対する老年人口（65歳以上）の割合である高齢化率は、令和22（2040）年時点において30.8%程度と、全国平均に比べて低い水準で推移することが見込まれます。しかし、割合は年々増加しており、今後も高齢化が進行する見込みです。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により、高齢化率が高くなると予想されます。



【高い人口密度】

本市は市内全域が人口集中地区（DID）に指定されており、町別の人口密度は、12,500～15,000人/㎢の区域が15と最も多くなっています。また、大阪府の人口密度平均は4,638人/㎢であり、ほとんどの区域で大阪府平均以上の人口密度になっています。



【吹田市人口の約5%が障がい者手帳を所持】

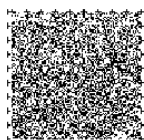
本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて2万人前後で推移しています。また、各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和5（2023）年度末時点で19,307人（重複分を含む）となり、本市の人口総数の約5.0%にあたります。

表：障がい者手帳所持者数

項目	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
人口総数 a	373,978	376,944	378,781	381,238	382,336
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	20,881	18,622	18,759	19,125	19,307
身体障がい者手帳 b1	12,360	12,292	12,184	12,043	12,184
療育手帳 b2	3,080	3,175	3,273	3,372	3,273
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,182	3,292	3,668	3,892	3,668
手帳所持者の比率 c=b/a	5.6%	4.9%	5.0%	5.0%	5.0%

資料：人口総数 各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む） 各障がい者手帳所持者数 障がい福祉室 オープンデータ

※令和2年度以降の身体障がい者手帳及び療育手帳の所持者数は、死亡・転出後に届出のないものを職権削除した値

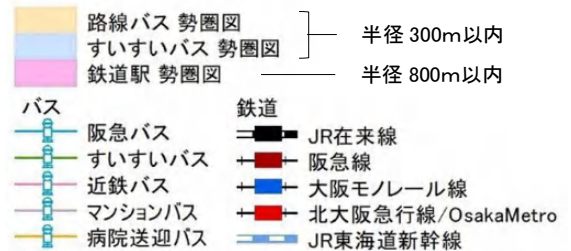
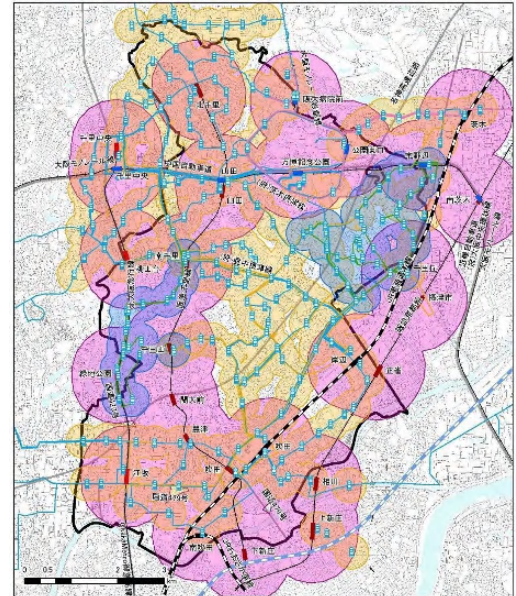


ウ 交通の状況

【公共交通利用圏は市内のほぼ全域をカバー】

吹田市内では、JR、阪急電鉄、Osaka Metro、北大阪急行、大阪モノレール、また、阪急バス、近鉄バス、すいすいバス（コミュニティバス）が運行されています。公共交通利用圏は、鉄道とバスの勢圏範囲によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況で、市の居住人口に対しては約95%の範囲をカバーしています。

また、タクシー（一般タクシー・介護福祉タクシー等）は、市民や来訪者の移動手段となっています。



図：バス・鉄道勢圏図

(地域コミュニティ交通導入ガイドラインより)

エ 立地の状況

【住居系の用途地域が約84.5%】

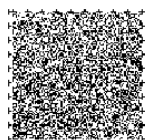
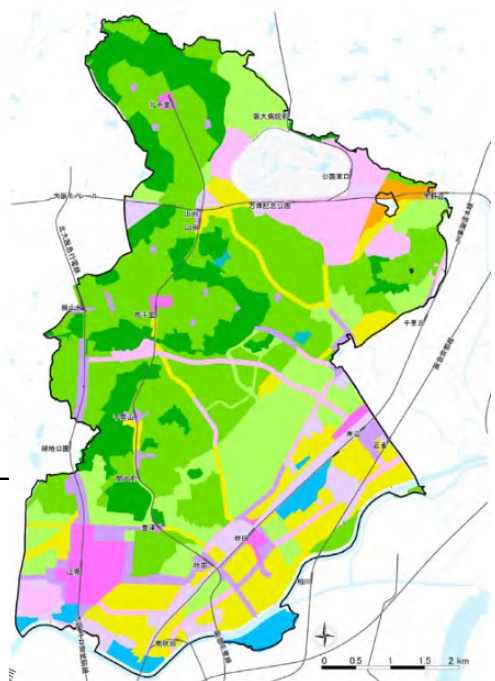
本市は全域が市街化区域に指定されており、その用途地域は、江坂周辺の商業地域、JR東海道本線や神崎川周辺の工業地域などを除き、約84.5%のエリアが住居系の用途地域となっています。

右図表：用途地域の状況

資料：吹田市の都市計画、吹田市資料

令和4年版吹田市統計書

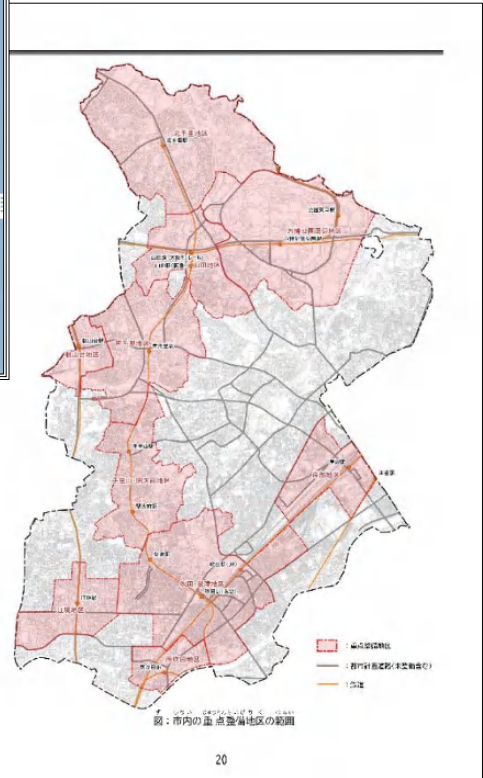
凡例	用途地域	面積(ha)	割合
	第一種低層住居専用地域	473	13.8%
	第二種低層住居専用地域	7	0.2%
	第一種中高層住居専用地域	1,123	32.8%
	第二種中高層住居専用地域	553	16.1%
	第一種住居地域	430	12.6%
	第二種住居地域	286	8.3%
	準住居地域	24	0.7%
	近隣商業地域	161	4.7%
	商業地域	107	3.1%
	準工業地域	184	5.4%
	工業地域	77	2.2%
合計		3,425	100%



(2) これまでの取り組み

ア バリアフリー基本構想の策定と事業の実施

これまで、市内のバリアフリー化にあたり市内の鉄道駅周辺（10地区15駅）を重点的に整備する地区（重点整備地区）として設定し、バリアフリー化事業を進めてきました。



した。主要な事業の実施状況としては、令和5（2023）年度末時点において、鉄道駅の事業整備率が約90%※、道路（生活関連経路）の事業整備率が約95%となりました。

※令和5年度の見直しによる新規事業（可動式ホーム柵の設置）を含めた事業整備率です。

図：吹田市バリアフリー基本構想と市内の重点整備地区の範囲（令和6年3月策定）

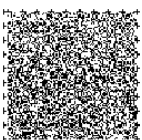
イ 事業者等の取り組み紹介

【鉄道駅のバリアフリー化と可動式ホーム柵の設置】

公共交通事業者において、鉄道駅におけるエレベーターやバリアフリースイールの設置、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぐため可動式ホーム柵等の設置を進めています。



写真：江坂駅



【駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取り組み】

公共交通事業者において、優先座席の利用や障がい者やベビーカーを利用する方へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスターの掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナー向上に向けた啓発を進めています。

右画像：鉄道駅掲載の国土交通省キャンペーンポスター



【サービス介助士の資格取得の推進】

公共交通事業者において、高齢者や障がい者等を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる職員の育成に向けて「サービス介助士」の資格取得を推進しています。

【バスロケーションサービス等の提供】

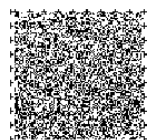
阪急バス株式会社において、平成30(2018)年からバスの接近情報案内サービス（バスロケーションサービス）及びWEB延着証明サービスが提供されています。

右画像：阪急バス「接近情報検索」



【バリアフリー法第17条に基づく認定特定建築物】

バリアフリー法に基づき、特定建築物の計画が「建築物移動等円滑化基準を超過、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する場合に、建築主等は任意で所管行政庁の認定を受けることができます。本市では、平成25(2013)年以降、4件の建築物を認定しています。



(3) アンケート調査結果

ア 調査の概要

バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意向を把握しました。

実施期間：令和6(2024)年5月1日～6月15日

配布/回収数：配布1,794票 / 回収767票（郵送：693票 WEB：74票）

表：配布の状況

対象者	配布数	配布方法
一般（18歳以上の市民から無作為抽出）	995票	郵送
一般（Web）	—	ホームページ公表
障がい者団体	168票	手渡し またはメール等
高齢クラブ	520票	
乳幼児のいる保護者	111票	
配布合計	1,794票	—

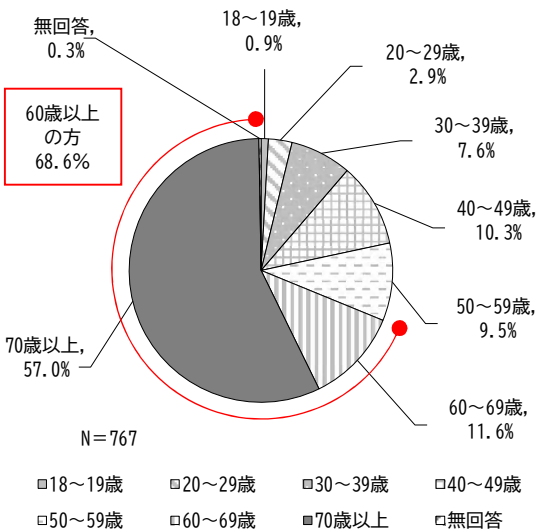
イ 調査の結果

【回答者情報】

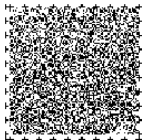
回答者の状況として、60歳以上の年齢の方は約68.6%となっています。

障がい者手帳を所持する方は、16.4%（次頁図）となっています。

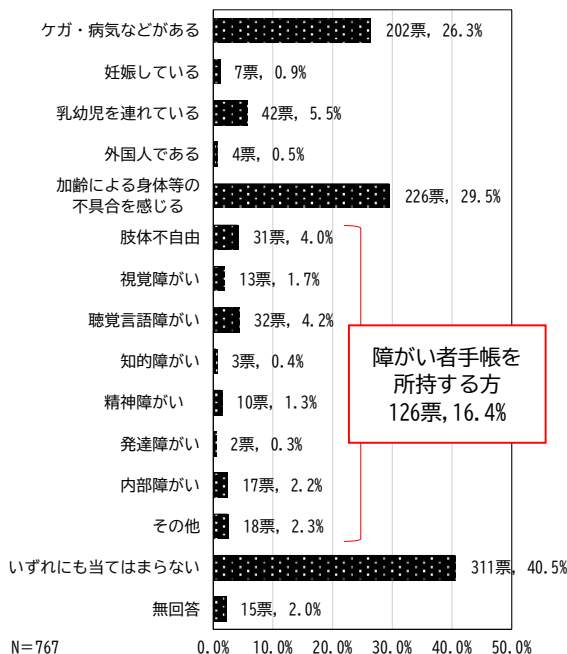
一方、回答者の状況で、いずれにも当てはまらない方は約40.5%となっています。



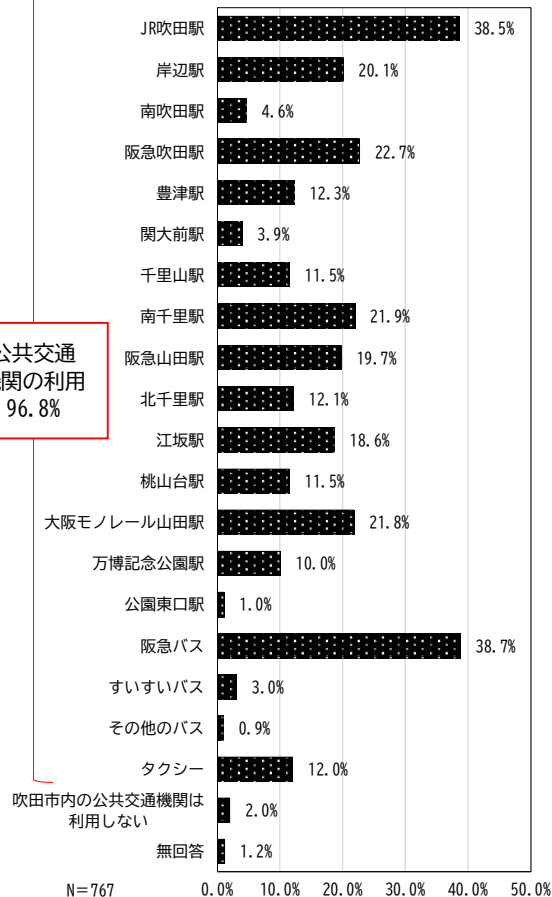
図：回答者の年代



また、市内の公共交通機関を利用される方が約96.8%となっています。



図：回答者の状況

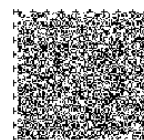
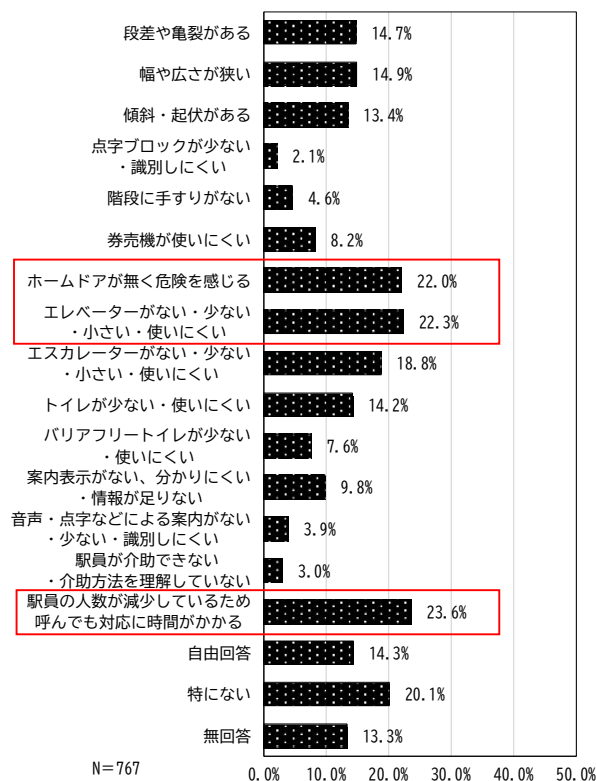


図：利用する公共交通機関

【鉄道・モノレール駅に関する困りごと・気づき】

鉄道・モノレール駅に関するお困りごとは「駅員の人数が減少しているため呼んでも対応に時間がかかる」が最も多く、次いで「エレベーターがない・少ない・小さい・使いにくい」、「ホームドアが無く危険を感じる」が多くなっています。

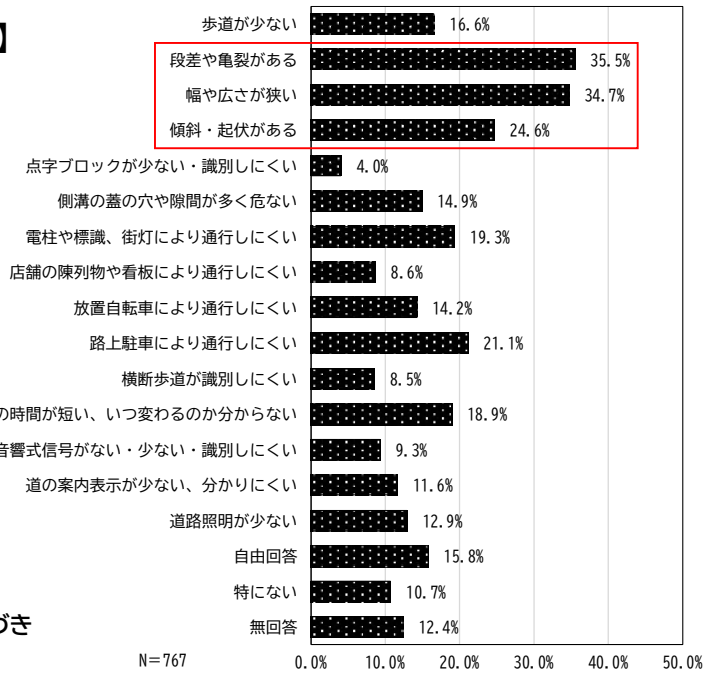
右図：鉄道・モノレール駅に関する困りごと・気づき



【道路に関する困りごと・気づき】

道路に関するお困りごとは
「段差や亀裂がある」が最も
多く、次いで「幅や広さが狭
い」、「傾斜・起伏がある」が多
くなっています。

右図：道路に関する困りごと・気づき

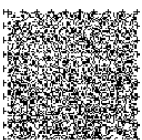


【その他の公園、施設、バス停等に関する困りごと・気づき】

「困りごと・気づき」に関する自由回答の要旨を以下に整理します。

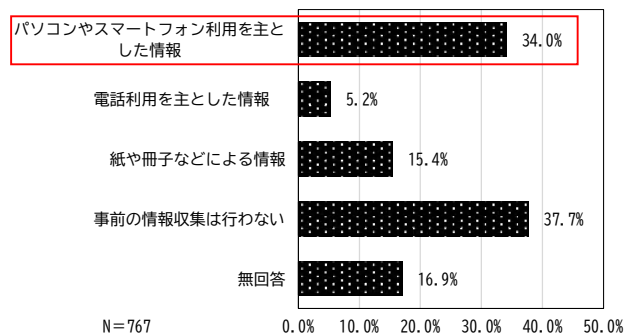
区分	主な意見内容
鉄道駅・モノレール	- エレベーター、エスカレーターの設置 (バリアフリー経路が遠回り等) - バリアフリートイレの設置、改善 (大型介助ベッド設置等) - プラットホームの改善 (可動式ホーム柵、ホームと車両の隙間改善) - 休憩場所(ベンチ)の設置 - 駅の無人化に関する意見等
道路	- 歩道環境の改善 (幅員、段差、側溝、横断歩道のたまり場) - 支障物の撤去 (電柱、沿道店舗のごみ箱、雑草・樹木の剪定) - 信号機の設置、青信号時間の改善 - 自転車等の走行マナー - 踏切の点字舗装 - 駅前広場への障がい者用乗降スペース確保

区分	主な意見内容
バス・バス停	- バス停へのベンチ、上屋設置 - バスの運転、その他運転手対応に関する意見 - 運行状況に関する意見 (便を増やしてほしい等)等
公園	- 出入口の改善 (ベビーカー・車いすが通れるように) - 園路の改善(舗装、傾斜、段差等) - 遊具、トイレ等の設置、改善 - 利用マナーに関する意見 (自転車走行、ごみ、喫煙等) - 雑草、樹木等の剪定等
施設	- 既存施設のバリアフリー化要望 (学校・避難所へのエレベーター設置等) - 施設の窓口におけるバリアフリー対応(手話等) - 障がい者用の駐車スペース確保 - 小規模店舗等における通路幅等



【バリアフリー情報の収集方法】

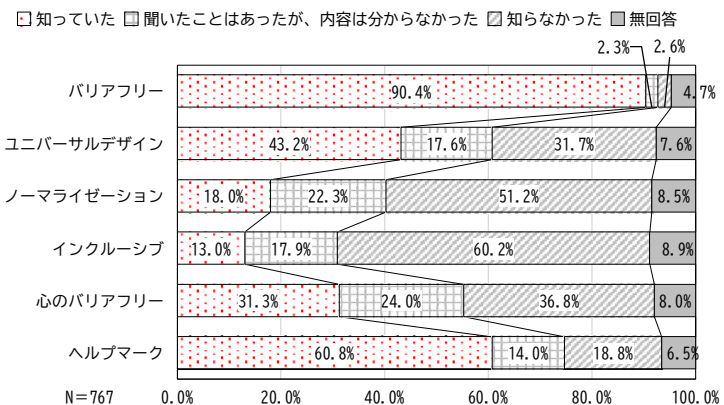
バリアフリー情報の収集方法は事前の情報収集は行わない方を除き、「パソコンやスマートフォン利用を主とした情報」が最も多くなっています。



図：バリアフリー情報の収集方法

【バリアフリーに関する用語の認知度】

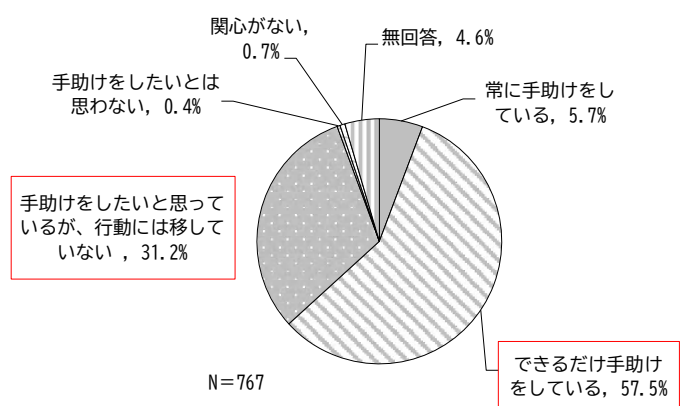
バリアフリーに関する用語の認知度は、「インクルーシブ」が最も低く、次いで「ノーマライゼーション」、「心のバリアフリー」が低くなっています。



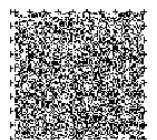
図：バリアフリーに関する用語の認知度

【困っている方を見かけた時の行動】

困っている方を見かけた時の行動は、「できるだけ手助けをしている」が最も多く、次いで「手助けをしたいと思います」が、行動には移していない、行動には移していません。

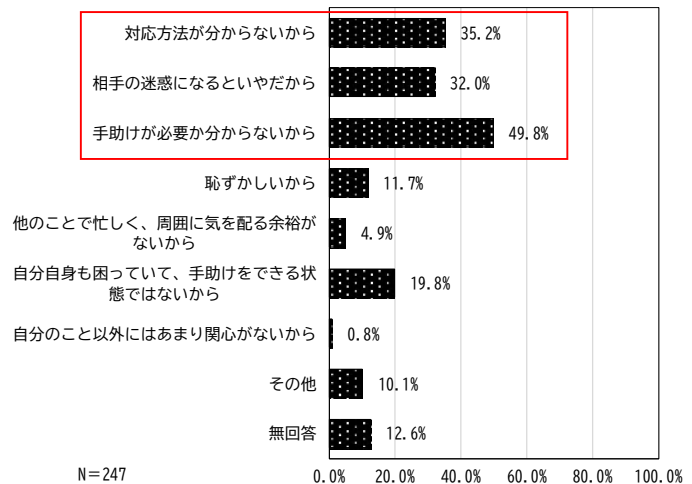


図：困っている方を見かけたときの行動



【困っている方を見かけた時に手助けしない理由】

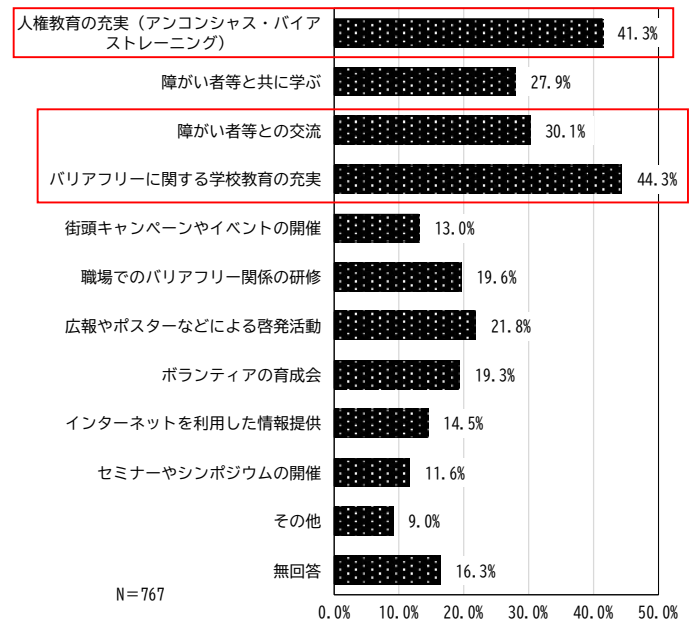
困っている方を見かけた時に手助けしない理由は、「手助けが必要か分からないから」が最も多く、次いで「相手の迷惑になるといやだから」が多くなっています。



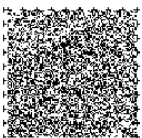
図：手助けをしない理由

【心のバリアフリーの推進に必要なだと思う取り組み】

心のバリアフリーの推進に必要なだと思う取り組みは、「バリアフリーに関する学校教育の充実」が最も多く、次いで「人権教育の充実」、「障がい者等との交流」が多くなっています。

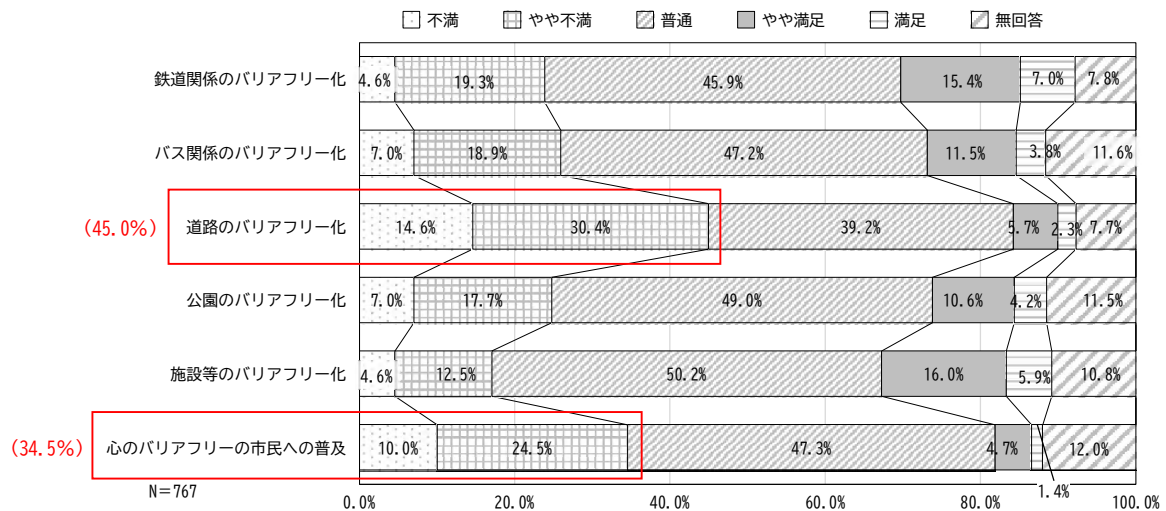


図：心のバリアフリーの推進に必要なだと思う取り組み



【バリアフリー 状況の満足度】

バリアフリー 状況の満足度について、不満、やや不満と答えた割合は、
「道路のバリアフリー化」が最も多く、次いで「心のバリアフリーの市民への普及」が多くなっています。

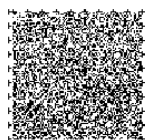


図：吹田市のバリアフリー 状況の満足度

【バリアフリー施策に関するご意見、ご提案】

バリアフリー施策に関する主な意見内容を以下に整理します。

区分	主な意見内容	区分	主な意見内容
施設・経路整備	- 歩車分離（歩道設置）、歩道の改善 - 既存施設のバリアフリー化等	調査・検討	徹底した現地調査
交通機関・手段	- 介護タクシーの充実 - 公共交通の充実	段階における対応	- 市民、当事者への意見聴取 - 施設改善に向けた管理者と地域住民等のコミュニケーションの場の設置 - 事業者との連携等
教育啓発	- 子どもたちへのバリアフリー教育の推進 - 市職員への教育（手話等） - ボランティアの育成 - 施設等の利用マナーの啓発、ポスター掲示、デジタルサイネージ - だれが見る、出会う方法での啓発（市報すいた、地域回覧板等） - バリアフリー化の経過、結果を市民へ広報等	その他	- 障がい者差別解消に向けた取り組みの推進 - カタカナ用語をわかりやすく - 危険箇所や要望の通報及び対応窓口を一元化 - 要望への対応状況を返信してほしい



(4) バリアフリー化に関する社会的な流れ

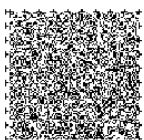
ア バリアフリー法について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が一体となった法律であり、平成18年12月に施行されました。

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等の移動上・施設の利用上の利便性や安全性の向上を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の実施や、高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

表：バリアフリー法のポイント（ハートビル法・交通バリアフリー法との比較）

項目	ポイント
対象者	身体障がい者のみならず、知的・精神・発達障がいなど、全ての障がい者を対象として拡充
対象施設	建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを対象施設に追加（それぞれの施設の整備基準を設定）
基本構想制度	バリアフリー化を重点的に進める地区について、旅客施設を含まない地域まで拡充
当事者参加	基本構想策定時の協議会制度を法定化。住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
ソフト施策	関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。国民一人ひとりが、高齢者や障がい者等が感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進



【平成30（2018）年改正】

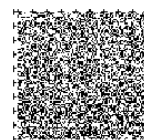
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するため、平成30（2018）年にバリアフリー法の改正が行われました。この改正では、理念規定が設けられ「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されたほか、「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）が明記されています。

また、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においても、バリアフリー基本構想の作成に繋がるよう、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を定めることができるマスタープラン（移動等円滑化促進方針）制度が創設されました。

【令和2（2020）年改正】

平成30（2018）年のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行などの共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため、令和2（2020）年にバリアフリー法の改正が行われました。当該改正では、公共交通事業者など施設設置管理者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）への適合義務が設けられました。また、広報啓発の取り組み推進として、「車両の優先席、車いす用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進」が国や国民等の責務として規定されたほか、市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する内容が盛り込まれました。

※国土交通省ホームページ「バリアフリー法の概要：バリアフリー法とは」をもとに作成



イ 移動等円滑化基準や関連ガイドラインの改正

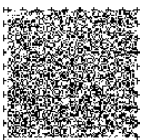
バリアフリー法の改正とあわせて、移動等円滑化基準や関連するガイドラインなどが順次改正されました。本計画に関連する内容を以下に整理します。

(ア) 公共交通移動等円滑化基準の改正に伴う変更の概要

- a 駅等における移動等円滑化経路(バリアフリールート)の最短化・複数化
- b 乗降場間の乗り継ぎルートのバリアフリー化
- c エレベーターのかごの大きさ(利用状況に応じた複数化・大型化)
- d トイレのバリアフリー機能の分散配置
- e プラットホームからの転落防止(内方線の義務化)
- f プラットホームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消
- g 鉄軌道車両の車いすスペース(1列車2箇所以上)
- h 役務の提供の方法に関する基準の遵守義務等

(イ) 公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン

令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等に対し、「バリアフリー化された旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)を遵守しなければならない」とされたことを受け、令和3(2021)年3月に移動等円滑化基準が改正(ソフト基準の創設)され、その遵守の具体のあり方を示す「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン役務編)」が新たに策定されました。



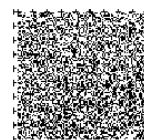
(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

《平成28（2016）年度》

- a 宿泊施設について、高齢者、障がい者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加
- b トイレのバリアフリー機能の分散配置等

《令和2（2020）年度》

- a 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- (a) 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80 cm以上、通路は90 cm以上とする旨を記載
- (b) 飲食店は車いすのまま食事できるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- (c) 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供等のソフト面の工夫に関する記載の充実等
- b 重度の障がい者、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実等
- (a) 重度の障がい者や介助者の利用を想定し、車いす使用者用便房の大きさにについて見直し
- (b) 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
- (c) 車いす使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し（運用面の柔軟な対応を含む）等



(エ) 道路の移動等円滑化に関するガイドライン

ふみきりどう あんぜんたいさく ついか
踏切道での安全対策がガイドラインへ追加されました。

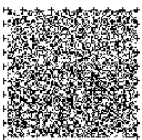
おも かいせいないよう れいわ ねん がつ
《主な改正内容（令和6（2024）年1月）》

- a 踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ
- b 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定
- c 歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ
- d 実証実験結果の紹介（視覚障がい者の通行体験による誘導表示等の比較）
- e 歩道等が無い、有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラム記載等

(オ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

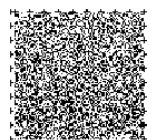
おも かいせいないよう れいわ ねん がつ
《主な改正内容（令和4（2022）年3月）》

- a 計画、設計段階からの当事者参加の推進
- b 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応
 - (a) 機能分散の推進
 - (b) トイレ全般のバリアフリー水準の底上げ
 - (c) 多様な利用者特性に対応したバリアフリートイレの設備の充実
- c バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直し等
 - (a) 出入口の車止め
 - (b) 野外劇場等の車いす使用者用観覧スペース
 - (c) 車いす使用者用駐車施設等



ウ その他の法令等の施行・改正

ほうれいとう 法令等	ないよう 内容
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法 (しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん ほうりつ 解消の推進に関する法律)	しょう ひと さべつ きんし ごうりてきはいりょ 障がいのある人への「差別の禁止」と「合理的配慮」について定められており、令和3(2021)年の法改正で行政関係機関のみならず民間事業者に対しても合理的配慮が義務化(令和6(2024)年4月から施行)されました。
しゃかいじつげんすいしんほう ユニバーサル社会実現推進法 (しゃかい じつげん む ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)	しゃかい じつげん む しょうさく そうごうてき いったいてき ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成30(2018)年12月に制定されました。
しょうがいしゃじょうほう 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (しょうがいしゃ じょうほう しゅとくりよう い し そつう かか しょう 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)	しょう しゃ じょうほう しゅとくりよう い し そつう かか しょうさく 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現に資することを目的として令和4(2022)年5月に施行されました。
すいたししゅわげんごじょうれい 吹田市手話言語条例 (すいたししゅわげんご ふきゅうおび 吹田市手話言語の普及及び しょうがいしゃ い し そつう しゅだん 障害者の意思疎通手段の りよう そくしん じょうれい 利用を促進する条例)	しゅわ げんご りかい しゅわ ふきゅう そくしん 手話が言語のひとつであることの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的として令和5(2023)年12月に施行されました。



(5) バリアフリーに関する課題整理

これまで本市では、吹田市バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅周辺のバリアフリー化を重点的に実施してきました。

しかし、本市の特性(交通利便性が良く、市内全域で人口密度が高い)や近年のバリアフリーに関連する法律等の制定や改定などを踏まえると、移動上のバリアをなくしていくためには更なる取り組みが必要となります。以下に、分野別の課題を示します。

項目	内容
公共交通	- 鉄道駅のプラットフォームにおける対策 - 無人駅への対応 - バリアフリー車両の更なる導入
道路等	- 安全に移動できる道路、交差点の更なる改良 - 踏切道への対策
建築物等	- 古い施設へのバリアフリー化対応 - トイレ環境の向上 - 案内設備の改善
公園	- 安全に移動できる出入口、園路環境の整備更新 - インクルーシブ遊具の導入 - トイレ環境の高質化
施設整備に共通する内容	- 障がい等の特性に応じた適切な案内設備 - 災害時等の非日常を見越した対策
心のバリアフリー	- 意識向上のための取り組みの更なる推進 - 施設等における接遇の向上

